

議員各位

議員 吉岡 政昭

「議会事務局（町サイド）からのお願い」は、 議員の発言の自由を奪うものではないか？

昨夜（3月4日）8時半頃、木林議会事務局長から「3月定例会の予算審議等について」というFAXが、送られてきました。

その趣旨は、「予算審議を円滑に行なうために」ということで、①金額の確認 ②支払先の確認など「簡易な内容」で、それだけで終わる「確認程度の質問は、議会ではするな。「事前」の「担当課長の確認」で止めよと

ここまで読んでもひどい内容です。

そもそも、なんで議会事務局が（町長サイドが）、議会（議員）にこんな要求をしてくるのか、甚だ疑問です。

- ①金額の確認 ②支払先の確認などは、事と次第によっては、重大な問題に発展しかねない問題です。「それだけでは終わらない」可能性のある質問です。
仮にそこまで行かなくとも、お金の絡む質問は、それだけで重要な意味を持つことが多いのです。安平町役場は、金銭が絡む逮捕者や免職者を出した町です。

要求したのは、それだけじゃありません。

木林事務局長（役場サイド）は、具体例として、次の事例を挙げています。

- 例1、この賃金の予算は、何名分か？
- 例2、この業務委託の内容は何か？
- 例3、この委託費の支払先はどこか？
- 例4、この制度はいつ終了するか？ など。

一つ一つ、どれもこれも、重要な質問です。

木林事務局長（役場サイド）は、これらを「するな」と言ってきたのです。

- 例1、「予算配分が人数に比べて多すぎないか」とか、「必要な人数が配置されていないのではないか」とか、などが、明らかにする大事な質問です。
- 例2、「業務委託と言うが、その内容はどうなっているのか、予算の目的から見て適切なのか」など。

- 例3、「委託先はどこか」ということも、知る必要がある場合が多いと思います。私自身、今現在、この事業をどこに委託しているのだろうか、などに関心を持っている件もあります。
- 例4、多額の補助金や交付金等々が、延々と続くの見れば、「この仕組み」がいつまで続くのか、と知りたくなります。税金の適切な運用が問題となるからです。

議員の質問は、「町民に代わってするもの」と考えるのが基本です。

私の個人的感想に、「そんなこと自分で調べておけよ」と思ったこともありました。

たとえば「一般競争入札と指名競争入札の違いを説明してくれ」
「PCB って、なんだ？」 などです。

でも、この質問も立派な議員の質問なのです。

議員は町民に替わって質問しているのです。

町民の中には、「一般競争入札と指名競争入札の違い」を知らない人だって多数おります。PCB だって、同じです。（議員の中にだって知らない人もいるかも知れません。）

議員は、町民に代わって、質問しているのです。

町民は、その質問と答弁を聞いて、理解し納得するのです。

「知は力」です。知識を得て、いろいろ、適切な判断をするようになるのです。

ですから、役場職員はそうした議員の質問をバカにしないで、謙虚に答弁する義務があります。

「意義のある質問かどうか」は、
木林事務局長（役場サイド）、あなたが決めるものではありません。

FAX の文章に次の文章がありました。

「意義ある質疑まで止めるものではありませんので、誤解されませんように」と。

意義ある質疑であったかどうかは、他ならぬ町民が決めるのです。